

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………一
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………一
…(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除及び指定の一部解除……………四
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………五
- 家畜人工授精師の登録(二件)……………六
…(産業労働局農林水産部農業振興課・農業振興事務所振興課)…六
- 開発行為に関する工事完了(二件)……………七
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)…七
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………七
…(産業労働局商工部地域産業振興課)…七

告示

● 東京都告示第九百九十五号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」

という。)第四十二條第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年六月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二條第一項第五号の規定による道路	平成二十九年五月十八日	東村山市多摩湖町一丁目十五番四十二及び同番四十六の各一部	延長 一九・二五 幅員 四・〇〇

東京都告示第九百九十六号

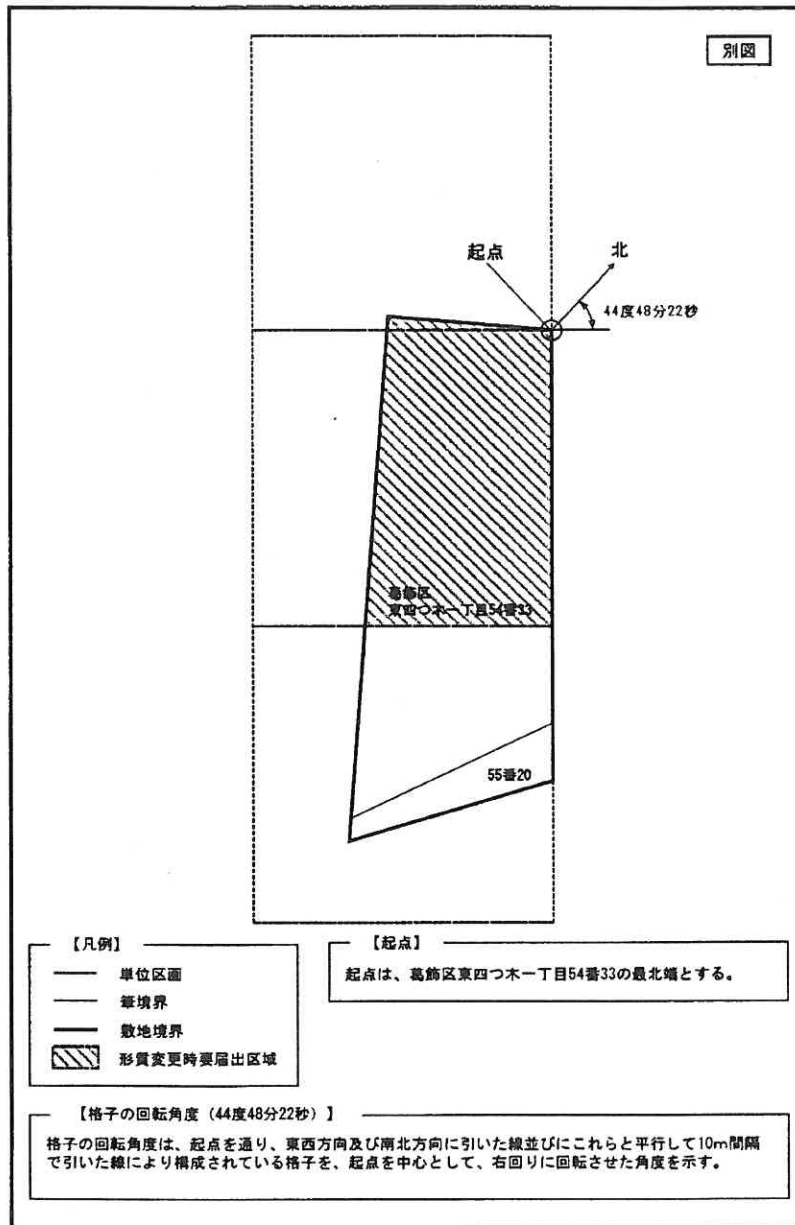
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年六月十二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(葛飾区東四つ木一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準

に適合していない特定有害物質の種類 システィー・二一ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン
三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



◎東京都告示第九百九十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年六月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区浜松町二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物